

第113回 鹿児島県公益認定等審議会

日 時：令和 7 年 7 月 29 日（火） 14：00～

場 所：鹿児島県庁 行政庁舎14階 14－A－1 会議室

会 次 第

I 開 会

II 議 事

1 審議会の公開・非公開について

2 諮問案件の審議について

- (1) 変更認定審議案件について（2 件）
 - ・ 公益財団法人 鹿児島県婦人会館
 - ・ 公益財団法人 山本奨学会

- (2) 公益認定審議案件について（1 件）
 - ・ 一般財団法人 わかば会

(3) 次回継続審議案件について

(4) 答申について

3 報告事項について

- (1) 公益認定申請の取下げについて
 - ・ 一般社団法人 天文館みらいマネジメント

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和 6 年度下半期分）

(3) 新公益信託法について

4 その他

III 閉 会

(様式 2 - 1)

申請法人の概要書

【公益法人の変更認定】

1 法人名(所在地)	公益財団法人 鹿児島県婦人会館 (鹿児島市)		
2 代 表 者	代表理事 大迫 茂子	3 設立登記日	昭和 37 年 12 月 5 日 公益法人となった日 平成 25 年 4 月 1 日
4 会 員 ・ 社 員 等		5 基本財産	276,708 千円
6 現行定款の目的, 事業	目的 この法人は、女性の社会的地位の確立と男女共同参画社会の形成促進に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 事業 (1) 家庭生活及び社会生活の刷新に関する調査及び研修活動 (2) 保健、福祉及び環境に関する事業 (3) 消費生活に関する事業 (4) 青少年の健全育成に関する事業 (5) 女性をはじめとした教養の涵養、情操の陶冶に関する事業 (6) 地域社会におけるボランティア活動の促進に関する事業 (7) 国際的な理解と協力に関する事業 (8) 会館の維持管理及びその関連事業 (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
7 役員・職員等	評議員 7 人 理 事 7 人(うち、外部理事は 5 人) 監 事 2 人(うち、外部監事は 2 人) 職 員 3 人 ※うち職員 2 人が事務所に常勤している。		
8 直近の収支決算	経 常 収 益 額 9,550 千円 → 主な収益: 事業収入 7,233 千円 経 常 費 用 額 11,049 千円 受取補助金等 1,561 千円 当期経常増減額 △1,499 千円 受取負担金 750 千円		

◎公益認定申請の内容(申請日: 令和 7 年 6 月 30 日)

9 変更に係る区分 (該当するものに☑)	☐ 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更 ☒ 公益目的事業の種類又は内容の変更 (☒ 種類 ☒ 内容) 【変更の内容及び理由】 地域活動活性化の場としての更なる施設利用促進を目的に、施設貸与の事業を追加する。 なお、新ガイドラインに基づき、申請書記載内容の簡素化を併せて行う。 【変更予定年月日】 令和 7 年 8 月 1 日
10 変更後の定款の目的, 事業	変更なし
11 個別の事業内容	
【(1) 公益目的事業】 (今回変更する事業: 下線部) 【公 1】 女性の社会的地位の確立と男女参画社会の形成促進等に関する事業 【事業費 4,659 千円, 公益目的事業比率 55.1%】 1 事業の趣旨・目的 地域づくりや男女共同参画社会の形成促進に関する研修、生涯学習活動等の事業を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 2 事業の概要 上記の目的達成のために、主に以下の事業を実施する。	

(1) 地域活動指導者等研修

男女共同参画社会の形成のための地域活動の展開，活動の方法，防災・減災などに関する講演や意見交換等の研修を通して，地域活動の担い手や地域における指導者を養成する。

(2) 生涯学習活動

健康・文化・学術・スポーツなどの体験・学習講座等を提供し，健康で豊かな暮らしや教養の涵養を図る。

(3) 地域多様性交流促進活動

地域住民や外国人など世代や文化が異なる人々の交流の場を設定し，多様な生き方や文化の交流を促進する。

(4) 会館施設の貸与

地域活動活性化の場としての施設提供を行い，地域活動の促進を図る。

3 受益の機会について

各事業の募集要項等を財団のホームページや民間広報紙等に掲載し，広く募集を行う。
なお，会館利用については，申請要項や減免規定等を財団のホームページに掲載する。

4 受益の義務・受益の条件

- ・ 一般県民（事業計画又は各事業募集要項に定める者）
原則として，地域，性別，年齢制限は設けず，幅広い年代を対象とする。
参加料等が必要な事業については，材料費等の実費負担又は低廉な費用で提供する。
- ・ 会館利用にあたっては，利用者に申請書及びその他申請に必要な書類等の提出を求める。
- ・ 会館利用料の減免対象については，原則として，収益目的及び宗教団体は除外する。

5 事業の合目的性の確保の取組

- ・ 研修，講座，相談・助言の講師には，各分野の専門家を招聘する。
- ・ 減免対象については，別途理事会が定める減免規定に従い，当法人で審査を行い，承認された団体とする。

※ 各事業の募集内容，実施予定回数等については，事業計画等に記載し，実績（研修，講座内容，参加人数等）を事業報告に記載する。

(2) 収益事業

【収 1】 会館利用促進事業【事業費 1,888 千円，収益事業比率 22.3%】

当法人が所有する会館等の施設は，原則として当法人の事業等や女性活動の研修などで使用するものであるが，施設の不使用時には，使用団体から申請を受けて，使用料を徴収して，貸与する。

(1) 会館施設貸与

(2) 駐車場貸付

月極駐車場（一部区画については，敷地使用料コインパーキング運営業者に貸付。）

(様式2-2)

◎財務状況(貸借対照表及び正味財産増減計算書は前年度実績を記載)

【貸借対照表】(令和7年3月31日)

【特記事項】

(単位:千円)

資 産	流動資産	1,055	【流動資産】	現金預金 1,041	【固定資産】	土地 210,915		
	固定資産	278,932					建物 39,632	
	計	279,987						
負 債	流動負債	570	【流動負債】	未収金 10 貯蔵品 4	定期預金 26,160	構築物 184		
	固定負債						什器備品 105	
	計	570						建物付属設備 1,841
	一般正味財産	2,709						
指定正味財産	276,708							

【正味財産増減計算書】(6年度)

【特記事項(主な内訳)】

(単位:千円)

経常収益	9,550	【経常収益】	事業収益	7,233	【経常費用】	役員報酬	271	減価償却費	1783
経常費用	11,049		受取負担金	750		給料手当	3148	光熱水料費	1205
当期一般正味財産増減額	▲ 1,499		指定正味財産振替額	1,561				租税公課	2527
当期指定正味財産増減額	▲ 1,561								

【参考】過去5年間の実績

(単位:千円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
経常収益額	8,353	9,275	9,856	9,794	6,163
経常費用額	8,409	8,505	13,472	10,126	13,378
当期経常増減額	▲ 56	770	▲ 3,616	▲ 332	▲ 7,215

【収支予算書】(令和7年度)【収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合】

(単位:千円)

区 分	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計 (管理費)	合 計
事業番号	公1		公計	収1		収等計		
経常収益 A	2,366	0	2,366	6,864	0	6,864	1	9,231
受取負担金	750		750			0		750
基本財産運用益	0		0	0		0	1	1
受取参加費	100		100	0		0		100
会議室使用料	0		0	4,740		4,740		4,740
駐車場収入	0		0	2,124		2,124		2,124
受取補助金等振替額	1,506		1,506			0		1,506
雑収益	10		10			0		10
経常費用 B	4,659	0	4,659	1,888	0	1,888	1,907	8,454
役員報酬	110		110	46		46	144	300
給料手当	1,089		1,089	455		455	436	1,980
福利厚生費	8		8	4		4	4	16
会議費	3		3	1		1	1	5
旅費交通費	50		50	21		21	20	91
通信運搬費	50		50	21		21	20	91
減価償却費	947		947	396		396	379	1,722
消耗品費	16		16	7		7	7	30
光熱水料費	688		688	288		288	276	1,252
賃借料	60		60	25		25	24	109
諸謝金	140		140	0		0	0	140
租税公課	1,061		1,061	444		444	425	1,930
修繕費	110		110	46		46	44	200
委託費	132		132	55		55	53	240
雑費	3		3	1		1	1	5
支払手数料	4		4	2		2	2	8
広告費	13		13	5		5	1	19
衛生費	27		27	12		12	11	50
管理保守費	44		44	18		18	18	80
保険料	99		99	41		41	40	180
交際費	5		5	0		0	0	5
支払寄附金	0		0	0		0	1	1
事業比率(%)	55.1	0.0	55.1	22.3	0.0	22.3	22.6	100.0

公益目的事業に係る公益充実資金	C	0
収益事業等から公益への繰入	D	2,213
年度剰余額または年度欠損額 E=A+D-B-C	E	▲ 80

◎認定基準(財務基準のみ)

認定基準	法人の状況	認定適否
公益目的事業比率 (上記の太枠)	55.1%	適
中期的収支均衡 (Eと残存剰余額の合計)	適	
収支相償	適	
使途不特定財産規制 (F-G)	▲ 5,337千円	適

【使途不特定財産の保有制限】

(単位:千円)

使途不特定財産額の保有上限額	F	6,814
使途不特定財産額	G	1,477
F - G		▲ 5,337

申請法人の概要書

【公益法人の変更認定】

1 法人名(所在地)	公益財団法人 山本奨学会（鹿児島市）		
2 代 表 者	代表理事 山本 良樹	3 設立登記日	平成8年12月11日 公益法人となった日 平成23年4月1日
4 会 員 ・ 社 員 等	なし	5 基本財産	506,563千円
6 現行定款の目的、事業	目的 この法人は、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学援助を行い、もって社会に有用な人材を育成することを目的とする。 事業 (1) 奨学金の貸与 (2) 奨学金の貸与を受ける学生の指導 (3) 学生寮の運営 (4) その他公益目的を達成するために必要な事業		
7 役員・職員等	評議員6人 理 事6人（うち、外部理事は5人） 監 事2人（うち、外部監事は2人） 職 員1人 ※ 職員1人が事務所に常勤している。		
8 直近の収支決算	経 常 収 益 額 11,015千円 経 常 費 用 額 10,623千円 当期經常増減額 392千円 → 主な収益: - 基本財産運用益 10,935千円 - 特定資産運用益 63千円 - 受取寄附金（振替額） 13千円 - 雑収益 4千円		

◎公益認定申請の内容(申請日:令和7年6月27日)

9 変更に係る区分 (該当するものに☑)	☐ 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更 ☒ 公益目的事業の種類又は内容の変更 (☒ 種類 ☒ 内容) 【変更の内容及び理由】 学生，児童又は青少年の健全な育成を充実させるために，教育機関への助成を行う事業を追加する。 【変更予定年月日】 令和7年8月1日
10 変更後の定款の 目的，事業	目的 この法人は，学業優秀，品行方正でありながら，経済的理由により修学が困難な学生に対し，就学援助を行うとともに，<u>教育機関への助成により児童又は青少年の健全な育成に寄与し</u>，もって社会に有用な人材を育成することを目的とする。 事業 (1) 奨学金の貸与 (2) 奨学金の貸与を受ける学生の指導 (3) 学生寮の運営 (4) <u>教育機関への助成</u> (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

11 個別の事業内容

(1) 公益目的事業 (今回変更する事業：下線部)

【公1】 学業優秀、品行方正でありながら、修学が困難な学生に対し奨学援助を行うとともに、教育機関への助成により児童又は青少年の健全な育成に寄与することによって、社会に有用な人材を育成する事業 【事業費 10,636 千円，公益目的事業比率 91.7%】

(1) 事業の趣旨・目的

学業優秀、品行方正でありながら、修学が困難な学生に対し奨学援助を行うとともに教育機関への助成により児童又は青少年の健全な育成に寄与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(2) 事業の概要

鹿児島県内に本籍及び住所を有する者の子弟で鹿児島県内にある大学に在学中の者であつて、学業優秀、品行方正でありながら就学が困難な学生に対し奨学援助を行うとともに、児童又は青少年の健全な育成に寄与するため鹿児島県内の教育機関に助成を行う。

(3) 受益の機会

- ・ 奨学金については鹿児島県内の大学へ募集要項を送付するとともに、当会 HP にも募集要項等を掲載し、幅広く募集を行う。
- ・ 教育機関の助成については、鹿児島県内の各教育委員会を通して、所管学校等に案内、周知してもらう。

(4) 受益者の義務・受益の条件

- ・ 奨学援助対象者である学生に対し、学業成績証明書と学業・生活レポートの提出を義務付ける。
- ・ 学業成績証明書と学業・生活レポートの未提出者、成績不振者には指導を行う。
- ・ 助成を受けた教育機関は実施報告書等を提出する。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

- ・ 奨学援助対象者は、当会理事によって構成する奨学選考委員会において、公正な選考を行い決定する。
- ・ 助成対象の教育機関は、理事会により公正に審査し、決定する。

(6) その他

奨学金貸与予定者数，支給予定金額，助成予算額については事業計画に記載し，実績については事業報告書に記載する。

(様式2-2)

◎財務状況(貸借対照表及び正味財産増減計算書は前年度実績を記載)

【貸借対照表】(令和7年3月31日)

(単位:千円)

資 産			流動資産		6,635	【特記事項】			
資 産			固定資産		611,558				
			計		618,193				
負 債			流動負債			【流動資産】	現金預金	6,635	
			固定負債						【固定資産】
			計		0				
一般正味財産			6,635				投資有価証券	440,507	
指定正味財産			611,558				特定資産	投資有価証券	10,050
								育英事業預金	94,944

【正味財産増減計算書】(令和6年度)

(単位:千円)

経常収益	11,015	【特記事項】	【経常収益】	【経常費用】
経常費用	10,623		基本財産運用益 10,935	事業費 9,576
当期一般正味財産増減額	491		特定資産運用益 63	管理費 1,046
当期指定正味財産増減額	▲ 29,064		受取寄附金 13	

【参考】過去5年間の実績

(単位:千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
経常収益額	7,165	9,815	9,022	9,847	11,015
経常費用額	7,150	8,103	10,194	10,358	10,623
当期経常増減額	15	1,712	▲ 1,172	▲ 511	392

【活動計算書の注記】(令和7年度)【収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合】

(単位:千円)

区 分	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計 (管理費)	合 計
事業番号	公1	公2	公計	収1	他1	収等計		
経常収益 A	9,545	0	9,545	0	0	0	510	10,055
基本財産運用益	9,513		9,513			0	510	10,023
特定資産運用益	32		32			0	0	32
経常費用 B	10,636	0	10,636	0	0	0	958	11,594
給料手当	83		83			0	0	83
役員報酬	0		0			0	433	433
人件費負担金	420		420			0	180	600
旅費交通費	51		51			0	0	51
通信運搬費	40		40			0	30	70
印刷製本費	14		14			0	0	14
賃借料	65		65			0	65	130
育英奨学事業費	8,400		8,400			0	0	8,400
会議費	3		3			0	100	103
教育機関助成金	1,000		1,000			0	0	1,000
会場費	500		500				0	500
雑費	60		60			0	150	210
事業比率(%)	91.7	0.0	91.7	0.0	0.0	0.0	8.3	100.0

公益目的事業に係る公益充実資金	C	0
収益事業等から公益への繰入	D	0
年度剰余額又は年度欠損額 E E=A+D-B-C		▲ 1,091

◎認定基準(財務基準のみ)

認定基準	法人の状況	認定適否
公益目的事業比率 (上記の太枠)	91.7%	適
中期的収支均衡 (Eと残存剰余額の合計)	適	
収支相償 (Eと旧制度下の剰余金の合計)	607千円	否
使途不特定財産規制 (F-G)	▲ 3,468千円	適

【使途不特定財産の保有制限】

(単位:千円)

使途不特定財産額の保有上限額	F	8,543
使途不特定財産額	G	5,075
F - G		▲ 3,468

【備考】

R6年度までの剰余金1,698千円について、R7年度の欠損額1,091千円と通算し、残りの607千円をR8年度に30周年記念事業費に充てることにより解消する見込みである。

(様式 1 - 1)

申請法人の概要書

【公益認定】

1 法人名(所在地)	一般財団法人 わかば会 (鹿児島市)		
2 代 表 者	代表理事 藤井賢治	3 設立登記日	令和 6 年 4 月 11 日
4 会 員 ・ 社 員 等	理事・評議員のみ	5 基本財産	3,000 千円
6 現行定款の目的, 事業	目的 当法人は、教育・福祉に関する事業及び助成等を行い、より多くの児童・青少年に教育機会を提供し、児童・青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。 事業 (1) 教育施設・福祉施設への助成 (2) 学用品の寄付 (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業		
7 役員・職員等	評議員 3 人 理 事 3 人(うち、外部理事は 2 人) 監 事 1 人(うち、外部監事は 1 人) 職 員 0 人 ※全員非常勤である。		
8 直近の収支決算	経 常 収 益 額 3,300 千円 → 主な収益：受取寄附金 3,300 千円 経 常 費 用 額 297 千円 当期経常収益費用差額 3,003 千円		

◎公益認定申請の内容(申請日:令和7年7月8日)

9 変更後の定款の目的, 事業	変更無し
10 個別の事業内容	(1) 公益目的事業 【公 1】 鹿児島県に活動の場がある児童教育・福祉施設に対し助成を行う事業 【事業費 579 千円, 公益目的事業比率 64.4%】 ア 事業の趣旨 より多くの児童・青少年に教育機会を提供し、健全な育成に寄与することを目的として、児童・青少年の育成に携わる事業所に、運営に必要な経費の助成を行う。 事業の報告・目的はホームページで公開している。 イ 事業の概要 鹿児島県内の幼稚園等の児童教育・福祉施設に対して、「教育・福祉」に必要な経費を対象とする助成事業を実施する。 ウ 受益の機会 対象となる事業者には直接宣伝を行うとともに、当財団ホームページにて募集を行うことにより幅広く事業を行う。 対象事業者は、鹿児島県内に活動の場がある「認可保育所・幼稚園・保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型こども園・児童養護施設」とする。 エ 受益者の義務・受益の条件

採用者に助成金を使用する旨の誓約書の提出及び助成期間終了後、使用実績について、完了報告書の提出を義務付ける。

助成結果の要旨は、本財団のホームページ又は刊行物に掲載する。

オ 事業の合目的性の確保の取組

助成対象者は、理事会が定める助成金選考基準に従い学識経験者等が参画する選考委員会における公正な選考を経て理事会で決定する。

カ その他

助成対象、募集方法、助成額、応募方法、募集・選考時期、支給時期・支給方法等は事業計画等に記載し、実績（助成支給実績、法人の活動実績等）は事業報告に記載する。

※ 令和6年度実績（選定結果） 応募：4施設
選定先：3施設
補助額：1施設 10万円 計 30万円

(2) 収益事業

事業なし

(3) その他の事業

事業なし

(様式1-2)

◎財務状況(貸借対照表及び活動計算書は前年度実績を記載)

【貸借対照表】(令和6年度)

(単位:千円)

資 産	流動資産	3,300	[主な内訳] 資産:現金預金 3,300千円 負債:未払費用 297千円
	固定資産		
	計	3,300	
負 債	流動負債	297	
	固定負債		
	計	297	
一般正味財産		3,003	
指定正味財産			

【正味財産増減計算書】(令和6年度)

(単位:千円)

経 常 収 益	3,300	[主な内訳] 経常収益:受取寄附金 3,300千円 経常費用:助成事業費 208千円
経 常 費 用	297	
当期一般正味財産増減額	3,003	

[参考]過去5年間の実績

(単位:千円)

年 度	R6				
経常収益額	3,300				
経常費用額	297				
経常収益費用差額	3,003	0	0	0	0

【収支予算書】(令和7年度)

(単位:千円)

区 分 事業番号	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計 (管理費)	合 計
	公1	公2	公計	収1	他1	収等計		
経常収益 A	579	0	579	0	0	0	321	900
受取寄附金	579		579			0	321	900
経常費用 B	579	0	579	0	0	0	321	900
助成金	300		300			0		300
通信費	10		10			0		10
印刷製本費	10		10					10
賃借料	249		249					249
雑費	10		10					10
役員報酬			0				0	0
旅費交通費			0				100	100
消耗品費			0				30	30
賃借料			0				107	107
租税公課			0				65	65
雑費			0				19	19
事業比率(%)	64.4	0.0	64.4	0.0	0.0	0.0	35.6	100.0

公益目的事業に係る公益充実資金 C	0
収益事業等から公益目的事業への繰入 (他会計振替額) D	0
年度剰余額又は年度欠損額 E E=A+D-B-C	0

◎認定基準(財務基準のみ)

認定基準	法人の状況	認定適否
公益目的事業比率 (上記の太枠)	64.4%	適
中期的収支均衡 (Eと過年度残存額の合計)	適	
使途不特定財産規制 (F-G)	▲ 576千円	適

【使途不特定財産の保有制限】

(単位:千円)

使途不特定財産額の保有上限額 F	580
使途不特定財産額 G	4
F - G	▲ 576

【備考】

--

鹿児島県公益認定等審議会への送付書類等について

1 知事から審議会への送付事項〔公益法人〕(認定法第53条第2項において読み替えて準用する第45条第1項)

〔令和6年4月1日～令和7年3月31日〕

送付書類(根拠法令)	内 容		件 数
(1)変更の届出(認定法 § 13①) (合計289件)	名称又は代表者の氏名		32件
	事業の種類又は内容, 事務所の所在地		26件
	定款		18件
	理事等の氏名等, 報酬規程, 許認可等		201件
(2)合併等の届出(認定法 § 24①)	合併		0件
	事業の全部又は一部の譲渡		0件
	公益目的事業の全部の廃止		0件
(3)解散の届出(認定法 § 26①～③)	解散		0件
(4)財産目録等の提出 (認定法 § 22①)	予算(事業計画書, 収支予算書など)	提出済	194件
		未提出	0件
	決算(事業報告, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書など)	提出済	194件
		未提出	0件
合計			665件

※ 対象の公益法人数は194法人(所管公益法人195法人のうち1法人は令和7年度に新規で公益認定を受けているため対象外)

2 知事から審議会への送付事項〔移行法人〕(整備法第140条において読み替えて準用する第135条第1項)

〔令和6年4月1日～令和7年3月31日〕

送付書類(根拠法令)	内 容	件 数
(1)変更等の届出(整備法 § 125③) (合計6件)	名称若しくは住所又は代表者の氏名	13件
	公益目的支出計画(整備法施行規則 § 35に定める軽微なもの)	0件
	定款における残余財産の帰属に関する事項の規定又は変更	0件
	定款における移行法人の存続期間若しくは解散の事由の規定又は変更	0件
	解散	0件
(2)合併の届出(整備法 § 126①⑥)	合併	0件
	合併により公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたものとみなす	0件
(3)移行法人が公益法人の認定を受けた場合の特則の届出(整備法 § 132②)		0件
(4)計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書(整備法 § 127③)	提出済	56件
	未提出	0件
合計		69件

※ 対象の移行法人数は56法人

※ 変更届出において、種類の異なる項目が記載されている場合はそれぞれ1件と扱う。

(例 変更届に、理事の変更と定款の変更が記載されていた場合は、2件と扱う。)

※ 変更届出ではなく、変更認定(審議会に諮問)が必要な変更

①公益目的事業を行う都道府県の区域又は事務所の所在場所の変更, ②公益目的事業の種類又は内容の変更, ③収益事業等の内容の変更(認定法 § 11①), ④公益目的支出計画の変更(整備法施行規則 § 35に定める軽微なものを除く。)(整備法 § 125①)

3 審議会の庶務をつかさどる職員(所管課)による立入検査(認定法第59条第2項の規定により読み替えて適用する第27条第1項)

【令和6年度下半期分】〔令和6年10月1日～令和7年3月31日〕

内 容	法人数	左のうち報告徴収が必要と思われるもの
令和6年度内に実施された法人	49法人	0法人
令和6年度内に実施できなかった法人	0法人	0法人

鹿児島県公益法人等立入検査実施要領【抜粋】

平成24年3月22日 鹿児島県公益認定等審議会制定

(平成30年2月16日一部改正)

(平成31年3月18日一部改正)

(検査の体制)

第3条 認定法第59条第2項において読み替えて準用する認定法第27条第1項に規定する立入検査（以下「検査」という。）を行う職員は、公益法人の監督の事務を所管する課又は室の長（以下「所管課長等」という。）が、当該所管する課又は室の職員の中から指名するものとする。

2・3 略

4 学事法制課長は、必要があると認めるときは、学事法制課の職員を検査員に同行させて検査を行わせることができる。

5 略

(検査の頻度)

第4条 所管課長等は、その所管する公益法人に対し、整備法第106条第1項の規定による移行の登記又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第303条の規定による変更の登記をした日の属する年度の翌年度までに最初の検査を実施し、その後の検査は、原則として、直近の検査の実施後3年以内に実施することとする。

2 検査の結果、事業の実施、法人運営等の重要な事項について改善を要する公益法人については、前項の規定にかかわらず、毎年又は隔年に検査を実施するものとする。

(検査の内容)

第9条 検査は、1法人当たり2人以上の検査員で行うものとする。

2 検査員は、検査に当たっては、あらかじめ、認定法第7条の規定により提出された申請書、認定法第22条第1項の規定により提出された財産目録等、認定法第13条の規定により届けられた変更の届出等についてあらかじめ精査し、必要に応じ、外部から提供された情報等を把握しておくものとする。

3 検査員は、検査を行うときは、法令及びガイドラインに定める事項に留意するものとする。

4 検査は、公益法人の理事及び職員に対する質問及び関係帳簿、書類その他の物件の検査を行うことにより、直接検査を行わなければ確認が困難な事項を優先し、重点的に実施するものとする。

5 検査において問題が認められたときは、その事実関係を明らかにするため、必要な資料を法人に依頼して複写し、入手するよう努めるものとする。

(検査結果の通知等)

第 12 条 所管課長等は、検査を行った公益法人に対して、検査の結果を公益法人検査結果通知書(第4号様式)により、検査の終了の日から概ね1箇月以内に通知するものとする。

2 所管課長等は、法人の検査が終了したときは、当該法人に係る公益法人検査結果通知書及び公益法人検査報告書の写しを、検査の完了の日から概ね1箇月以内に学事法制課長に送付するものとする。

3 所管課長等は、検査の結果、特に改善を要すると認められる事項がある公益法人があるときは、速やかに、当該公益法人に係る公益法人検査報告書を添えて、改善を要する事項及びこれに対する所管課長等の意見その他必要な事項を学事法制課長に通知するものとする。

(臨時の検査)

第 13 条 第4条の規定による検査のほか、所管課長等は、移行認定又は公益認定の基準に合致していない又は欠格事由に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合で、立入検査の必要があると認めるときは、臨時に立入検査を行うものとする。

2 略

(公益認定等審議会への報告等)

第 15 条 学事法制課長は、第12条第2項又は第3項(第13条又は第14条の規定により準用する場合を含む。)の規定により送付された公益法人検査結果通知書等の内容を取りまとめ、概ね6箇月に1回、鹿児島県公益認定等審議会へ報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学事法制課長は、第12条第3項の規定による通知があった場合で必要があると認めるときは、速やかに、鹿児島県公益認定等審議会へ報告するものとする。

鹿児島県公益法人等立入検査実施要領（第9条関係）【主な留意事項】

1 公益認定の基準の状況（認定法第5条第1号関係）

- ・公益目的事業を行うことを主たる目的として活動し、事業は適正に事業区分されているか。
- ・当該公益事業が不特定多数の者の利益の増進への寄与を目的とし、適当な方法で明らかにされているか。

2 経理的基礎及び技術的能力の状況（認定法第5条第2号関係）

- ・経理的基礎について、適切な会計基準が適用され、会計処理は適切に行われているか。
- ・技術的能力について、事業を行うために必要不可欠な実施体制等がとられているか。

3 特別の利益の状況（認定法第5条第3号、第4号関係）

- ・社員、評議員、理事、監事、使用人などに対して特別の利益を与えていることはないか。

4 公益法人にふさわしくない事業の実施の状況（認定法第5条第5号関係）

- ・事業の実施に当たり、投機的な取引、高利の融資などを行っていないか。

5 公益目的事業の収入の状況（認定法第5条第6号関係）……………収支相償

- ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えていないか。
□公益目的事業の収入が費用を超えていないか計算書類で確認
- ・収益事業から公益目的事業財産への繰り入れは適正に行われているか。
□繰入額の算定の計算方法は合理的なものであるか算定資料で確認

6 公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれのあるものの状況（認定法第5条第7号関係）

- ・収益事業等への資源配分等により公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれはないか。

7 公益目的事業比率の状況（認定法第5条第8号、第15条関係）……………公益目的事業比率

- ・毎事業年度における公益目的事業比率が50%未満になっていないか。
□公益目的実施費用額を会計帳簿等で確認
- ・特定費用準備資金は適正に算定されているか。

8 遊休財産額の保有の制限の状況（認定法第5条第9号関係）……………遊休財産保有制限

- ・遊休財産を有している場合、当該財産額は認定法第16条1項に定める額を超えていないか。
□遊休財産の有無を財産目録等で確認し、当該財産に関する書類の明細等で確認
- ・資産取得資金の対象とされた資産等の購入計画は適切に実施されているか。

9 理事と特別の関係がある者の状況（認定法第5条第10号関係）

- ・理事等との特別の関係がある理事の合計数が理事総数の1/3を超えていないか。
- ・理事等との特別の関係がある監事の合計数が監事総数の1/3を超えていないか。

10 同一団体の範囲の状況（認定法第5条第11号関係）

- ・上記「9」に同じ

11 会計監査人の設置の状況（認定法第5条第12号関係）

- ・前年度決算において認定法施行令第6条に定める勘定の額に達した場合、会計監査人を置いているか。

12 役員等の報酬等の支給基準の状況（認定法第5条第13号、第20条関係）

- ・役員等に対する報酬等は支給基準に基づき支給されているか。
- ・支給基準を公表しているか。

13 社員等の資格得喪条件及び他団体の意思決定に関与することができる財産の状況（認定法第5条第14号イ、第15号関係）

- ・社員の資格得喪は適切になされているか。
- ・他の団体の意思決定に関与することができる財産を保有していないか。

14 不可欠特定財産の状況（認定法第5条第16号関係）

- ・不可欠特定財産を保有している場合、定款において基本財産に定められているか。

15 財産の贈与・帰属先の状況（認定法第5条第17号、第18号関係）

- ・認定の取消処分を受けた際の財産の贈与・帰属先が定款に定められているか。

16 公益目的事業財産の状況（認定法第18条関係）

- ・公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用しているか。
- ・公益目的取得財産残額の計算は適正に行われているか。

17 社員の状況及び社員総会の状況 ※社団のみ

- ・社員の入退会は適正になされ、社員名簿は正確に作成されているか。また会費の徴収は適正か。
- ・社員総会の運営（開催時期、招集方法、議決権の行使、議事録の作成など）は適正か。

18 評議員の状況及び評議員会の状況 ※財団のみ

- ・評議員の資格や選任方法、評議員会の運営は適正になされているか。

19 役員等の状況及び理事会の状況

- ・理事及び監事の資格や選任方法、業務執行は適正になされているか。
- ・理事会の運営は適正になされているか。

20 法人の組織及びガバナンス（内部統治）の状況

- ・法人としてのガバナンスは確立されているか。

21 定期報告書関係の状況

- ・定期報告書類は、期限内に行政庁に提出されているか。

22 変更等に関する状況

- ・変更認定や変更届出を要するものについては、適正に処理されているか。

23 臨時の立入検査 ※移行法人に対して実施する必要がある場合

- ・公益目的支出計画は適切に実施されているか。
- ・法人の業務運営に重大な支障を及ぼすものはないか。

24 その他

- ・行政庁から勧告、命令等を受けた場合において、指摘事項について改善をしたか。
- ・合併契約を締結した法人における手続は適正に行われているか。

25 欠格事由

- ・欠格事項に係る確認書の内容及び保存状況は適正か。

26 資料の備え置き及び公開状況（主たる事務所）

- ・法人の運営に関する書類は、適正に作成されているか。
- ・主たる事務所に備え置くべき書類については、適切に備え置かれて公開されているか。

27 資料の備え置き及び公開状況（従たる事務所）

- ・従たる事務所に備え置くべき書類については、適切に備え置かれて公開されているか。

○ 立入検査の実施に当たって

審議会の庶務をつかさどる職員（所管課）は、上記27項目に留意し、法人の役員や事務局職員による説明を受け、又は適宜質問を行いながら、下記の書類、現物等の確認をする等して検査を実施している。

〔確認等を行う書類：例〕

定款、諸規程、会計書類、各種帳簿類（総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳、手形記入帳、売上帳など）、各種台帳、稟議書、各種会議（理事会、社員総会、評議員会）資料及び議事録、事業計画書類、実績報告書類、各種通知文、社員名簿、役員等名簿、役員等就任承諾書 等

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する第45条第1項

(内閣総理大臣〔都道府県知事〕による送付等)

第四十五条 内閣総理大臣〔都道府県知事〕は、第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に送付しなければならない。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抄(平成十八年六月二日法律第四十九号)

(変更の認定)

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
- 三 収益事業等の内容の変更

2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

(変更の届出)

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 名称又は代表者の氏名の変更
- 二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更
- 三 定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの

間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 財産目録
- 二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- 三 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（財産目録等の提出及び公開）

- 第二十二条** 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

（合併等の届出）

- 第二十四条** 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。）
- 二 事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）
- 三 公益目的事業の全部の廃止

（解散の届出等）

- 第二十六条** 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 2 清算人は、法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。
- 3 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（都道府県知事による通知等）

第五十三条 略

- 2 第四十五条（第三項第三号及び第五号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項及び第三項中「委員会」

とあるのは「合議制の機関」と、同項第二号中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、同項第四号中「第四十三条第三項」とあるのは「第五十一条において準用する第四十三条第三項」と読み替えるものとする。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 抄
(平成十九年九月七日内閣府令第六十八号)

(軽微な変更)

第七条 法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更（定款で定めるものに限る。）又は事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの
- 二 行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの
- 三 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更であって、公益認定を受けた法第七条第一項の申請書（当該事業について変更の認定を受けている場合にあっては、当該変更の認定のうち最も遅いものに係る次条第一項の申請書）の記載事項の変更を伴わないもの

(変更の届出)

第十一条 法第十三条第一項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第三号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第十三条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 理事等（代表者を除く。）又は会計監査人の氏名若しくは名称
- 二 法第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準
- 三 法第六条第四号に規定する許認可等

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第140条において読み替えて準用する第135条第1項

(内閣総理大臣〔都道府県知事〕による送付等)

第百三十五条 内閣総理大臣〔都道府県知事〕は、第百二十五条第三項、第百二十六条第一項若しくは第六項又は第百三十二条第二項の規定による届出に係る書類の写し並びに第百二十七条第三項の規定により提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しを第百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に送付しなければならない。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄（平成十八年六月二日法律第五十号）

(公益目的支出計画の変更の認可等)

第百二十五条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

2 略

3 移行法人は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。

- 一 名称若しくは住所又は代表者の氏名を変更したとき。
- 二 公益目的支出計画について第一項の内閣府令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき。
- 四 定款で移行法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したとき。
- 五 解散（合併による解散を除く。）をしたとき。

(合併をした場合の届出等)

第百二十六条 移行法人が合併をした場合には、合併後存続する法人（公益法人を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）又は合併により設立する法人（公益法人を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

- 一 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人であるとき 当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合にあっては、当該移行法人に係る認可行政庁
- 二 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
- 三 移行法人が新設合併をした場合 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

2～5 略

- 6 前項の場合には、合併後存続する公益法人又は合併により設立する公益法人は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該合併により消滅した移行法人が第二百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を当該移行法人に係る従前の認可行政庁に届け出なければならない。

（公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等）

第二百二十七条 略

2 略

- 3 移行法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内に、当該事業年度の一般社団・財団法人法第二百十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない。

（移行法人が公益法人の認定を受けた場合の特則）

第二百三十二条 略

- 2 前項の場合には、公益法人認定法第四条の認定を受けた公益法人は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第二百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を従前の認可行政庁に届け出なければならない。

（都道府県知事による通知等）

- 第二百四十条** 第二百三十五条（第二項第四号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。
この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第二百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第三号中「次条第一項」とあるのは「第二百四十一条において読み替えて準用する次条第一項」と、同項第五号中「第二百三十三条第四項」とあるのは「第二百三十八条第二項において読み替えて準用する第二百三十三条第四項」と読み替えるものとする。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項の規定により読み替えて適用する
第27条第1項

(報告及び検査)

第二十七条 第五十条第一項に規定する合議制の機関は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその庶務をつかさどる職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抄(平成十八年六月二日法律第四十九号)

(権限の委任等)

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

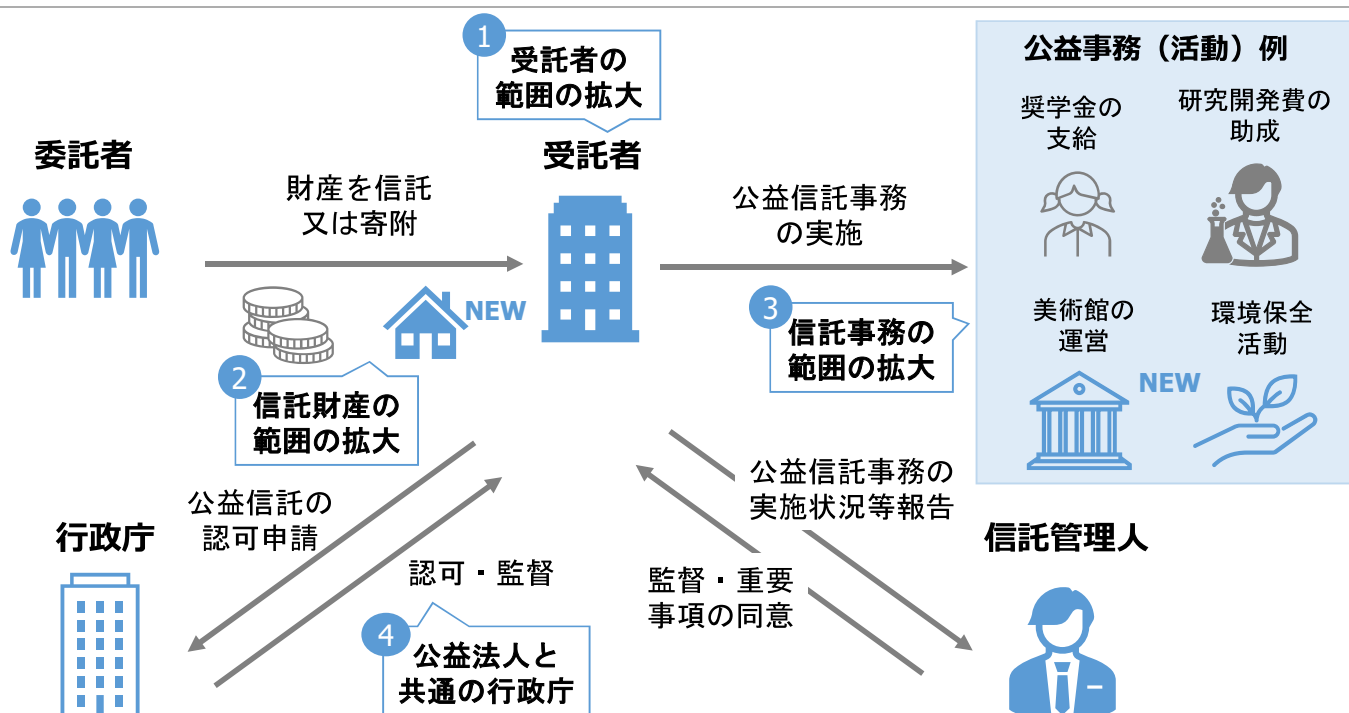
- 2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

公益信託制度の概要

内閣府公益法人行政担当室

公益信託の仕組み

- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 今般の改正により、受託者・信託財産・信託事務の範囲の拡大、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制度の創設等が行われました。



現在ある公益信託の一例

- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 現行の公益信託においては、奨学金の支給、研究助成等の金銭の支給を目的として、個人・法人が委託者として財産を拠出し、主に信託銀行が信託事務を行っています。

直近、発足した公益信託の例

名称	発足年月日	活動内容等	委託者	当初信託財産
公益信託 島田宗衛・令子記念育英基金	令和4年 11月18日	東京都大田区・千葉県千葉市を中心とする東京都および千葉県内の高等学校に在籍する、学業優秀、品行方正でありながら経済的に恵まれない生徒に対して奨学金を給付する。	個人	1億円
公益信託 商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金	令和3年 11月24日	モーリシャス沖のタンカー一座礁事故被害の影響を受けたモーリシャス共和国の自然環境回復、保全に貢献する支援を行い、かつその活動がモーリシャス国民の健康的な生活及び持続可能な経済発展に資すること。	法人	1億円

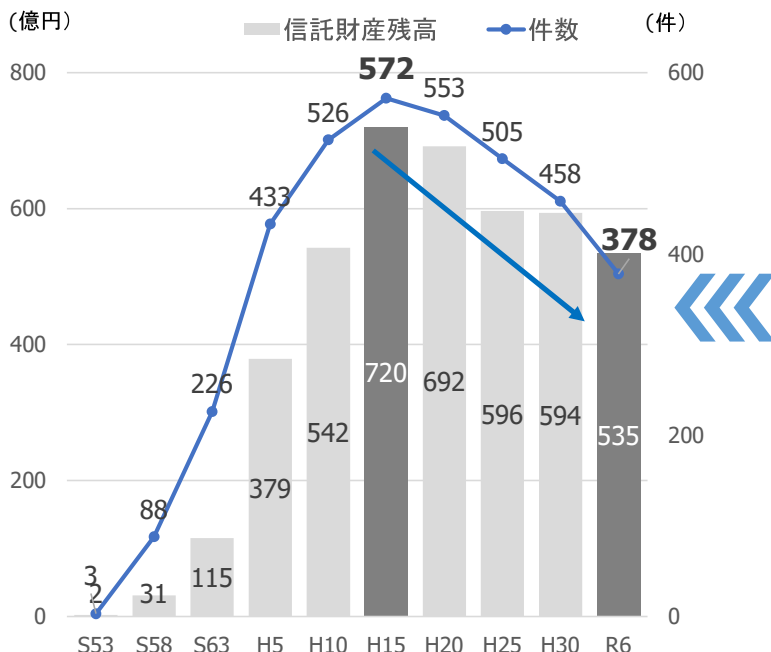
出所：一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況（令和5年3月末現在）」、「同（令和4年3月末現在）」

2

現状認識

- 昭和52年に誕生以降、奨学金支給や研究費助成等において、公益信託は、一定の貢献をしてきたものの、受託件数は、平成15年の572件をピークに減少傾向にあります。
- 活用が低調な背景には、主務官庁制による勝手の悪さや認知度の低さ等が考えられます。

公益信託の受託件数、信託財産残高推移



公益信託の活用が低調な理由



- 主務官庁制の下で
許可・監督の基準が不統一
- 引受け許可申請手続きに
時間とコストがかかる
- 受託者、信託財産、信託事務、
報酬等に事実上制限あり
- 認知度が低い

出所：一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況（令和6年3月末現在）」より内閣府作成

3

改正前後比較

- 改正前は、各省の申し合わせによる「引受け許可基準」や税法令によって、受託者や信託事務の内容等が制限されていました。
- 今般の改正により、このような制限を見直し、使いやすい制度となりました。

改正前



改正後



公益信託の制度内容

- 1 受託者は事実上
信託会社に限定
- 2 信託財産は事実上
金銭に限定
- 3 公益事務は助成がメイン



- 1 認可基準を満たせば、信託会社
以外も受託者になることが可能
- 2 有価証券や不動産等も
信託財産とすることが可能
- 3 助成以外にも美術館・学生寮の
運営等様々な公益活動が可能

制度設計

- 4 主務官庁の裁量による
許可・監督制度
- 5 税制優遇を受けるためには
別途手続きが必要



- 4 統一の行政庁による
認可・監督制度
- 5 公益信託認可と税制優遇が連動

4

新公益信託法の解説 - 認可から終了までの流れ -

	認可	監督	終了
公益信託の受託者	主な認可基準（第8条） - 信託の目的 - 受託者・信託管理人の適正性 - 財務規律充足の見込み - 報酬の適正性 - 残余財産の規律 等	認可後の遵守事項（第16条～第21条） - 財務規律の充足 - 公益信託報酬の支払基準 どおりの支払い - 財産目録等の備置き、行政 庁への提出 等	公益信託の終了事由（第23条） - 信託目的の達成・不達成 - 信託行為の定め - 公益信託認可の取消し 等
	欠格事由（第9条） - 特定の法令違反による刑罰を受けた者 （受託者・信託管理人） - 受託者・委託者の親族等特別の関係の ある者（信託管理人） - 信託行為の法令・行政処分違反 - 暴力団員等が支配するもの 等	公益信託認可の取消し 事由（第30条） - 不正な手段による公益信託 認可 - 暴力団員等による支配 - 行政庁の命令に従わない とき 等	信託の終了及び清算 （第25条～第27条） - 終了・清算の届出 - 他の公益信託の受託者、公益 法人等への残余財産の帰属 （信託目的の達成等により 終了した公益信託は類似の 信託目的に変更して公益信託を 継続することも可能（第24条））
	公益信託の変更には認可が必要 （第12条～第15条、第22条） - 受託者・信託管理人の選任 - 類似の信託目的への変更 - 信託の併合又は分割 等 （届出）軽微な変更、受託者・信託管理人 の辞任、解任 等		

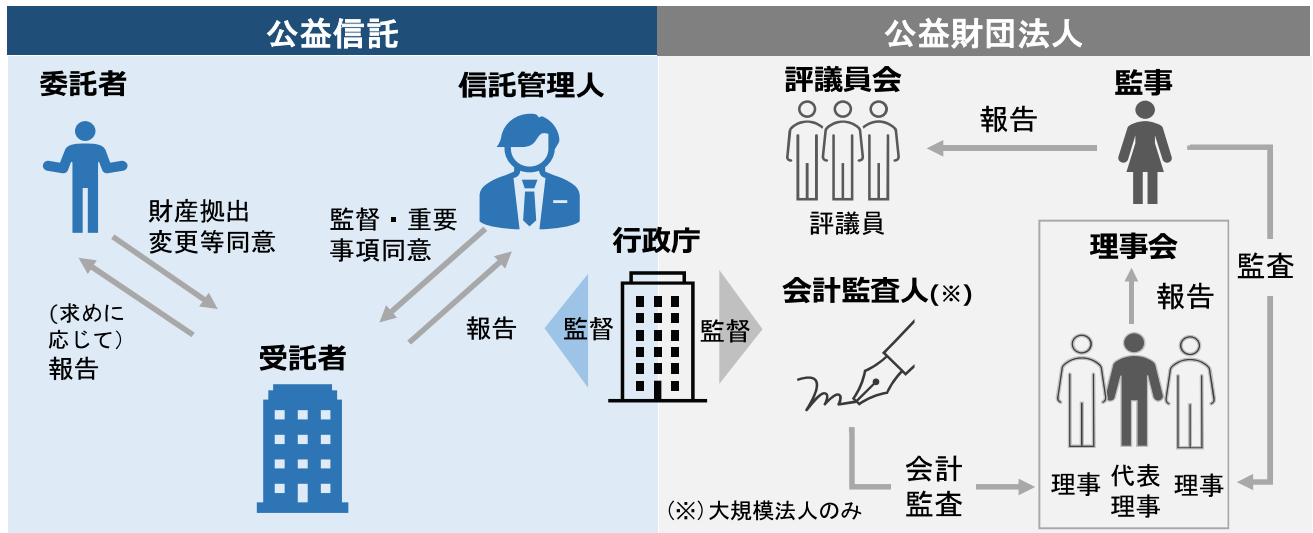
5

公益信託と公益財団法人の比較

主な相違点

1	公益事務のみが実施可能	公益目的事業の他、収益事業も可能
2	委託者・受託者・信託管理人で設定可能 ^(※)	理事・監事・評議員等が必要。また理事会等の機関や事務所の設置が必要
3	信託行為に基づき、受託者が公益信託事務を処理	定款に基づき、法人の経営判断により、事業を実施

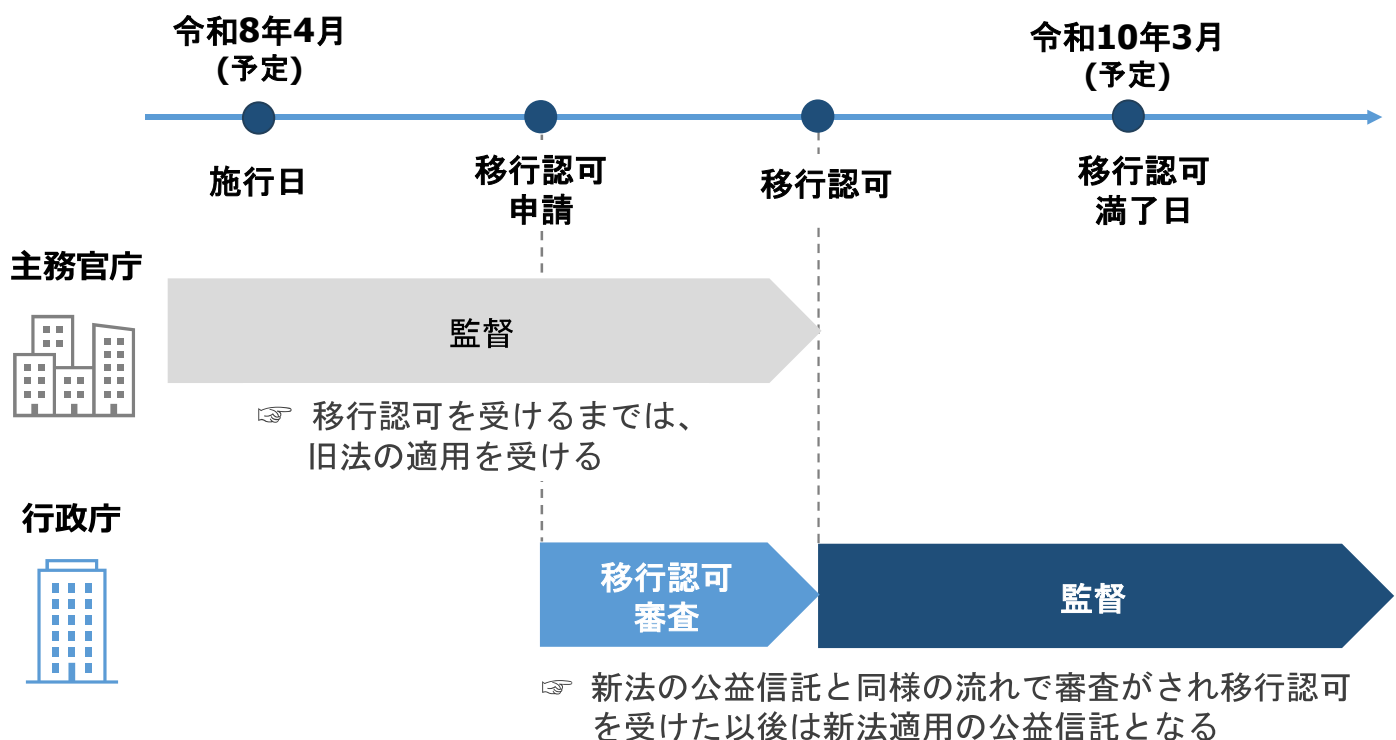
(※) 公益性確保のため、別途選考委員会等を設けることも考えられます。



6

新公益信託法の解説 - 移行認可 -

- 現行の公益信託は、新法の施行日から2年の間に「移行認可」を受けて、新法の公益信託になることができます。
- 移行期間中に移行認可を申請しない場合、当該公益信託は終了することとなります。

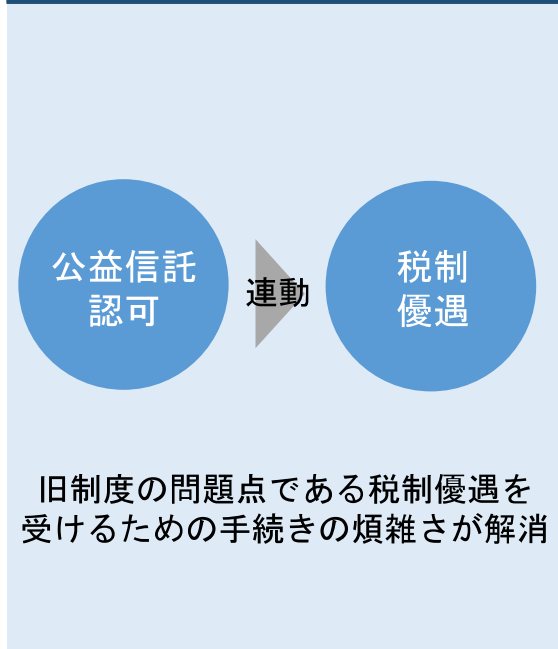


7

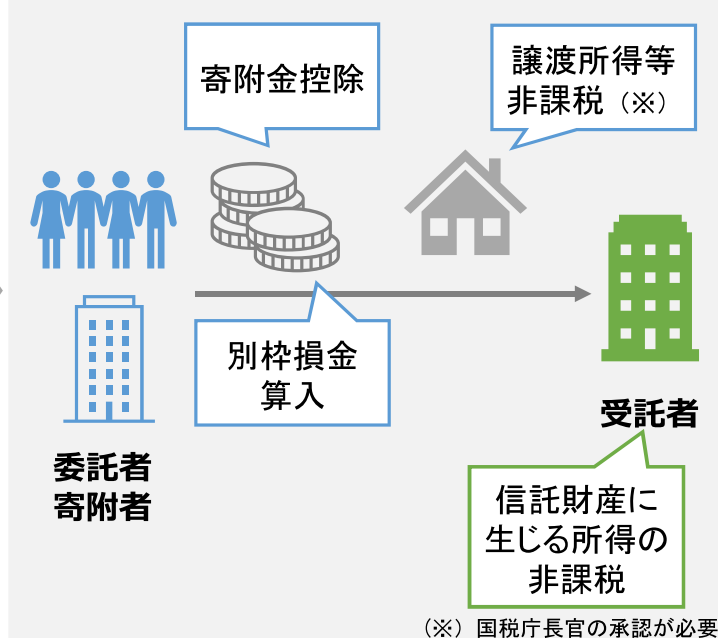
公益信託に係る主な税制

- 令和6年税制改正により、公益信託認可と税制優遇が連動し、認可を受けた全ての公益信託において、財産拠出者の寄附金控除、法人税の別枠損金算入等、基本的に公益法人並みの税制優遇を受けることとなりました。

公益信託認可と税制優遇の関係



主な優遇税制の内容



8

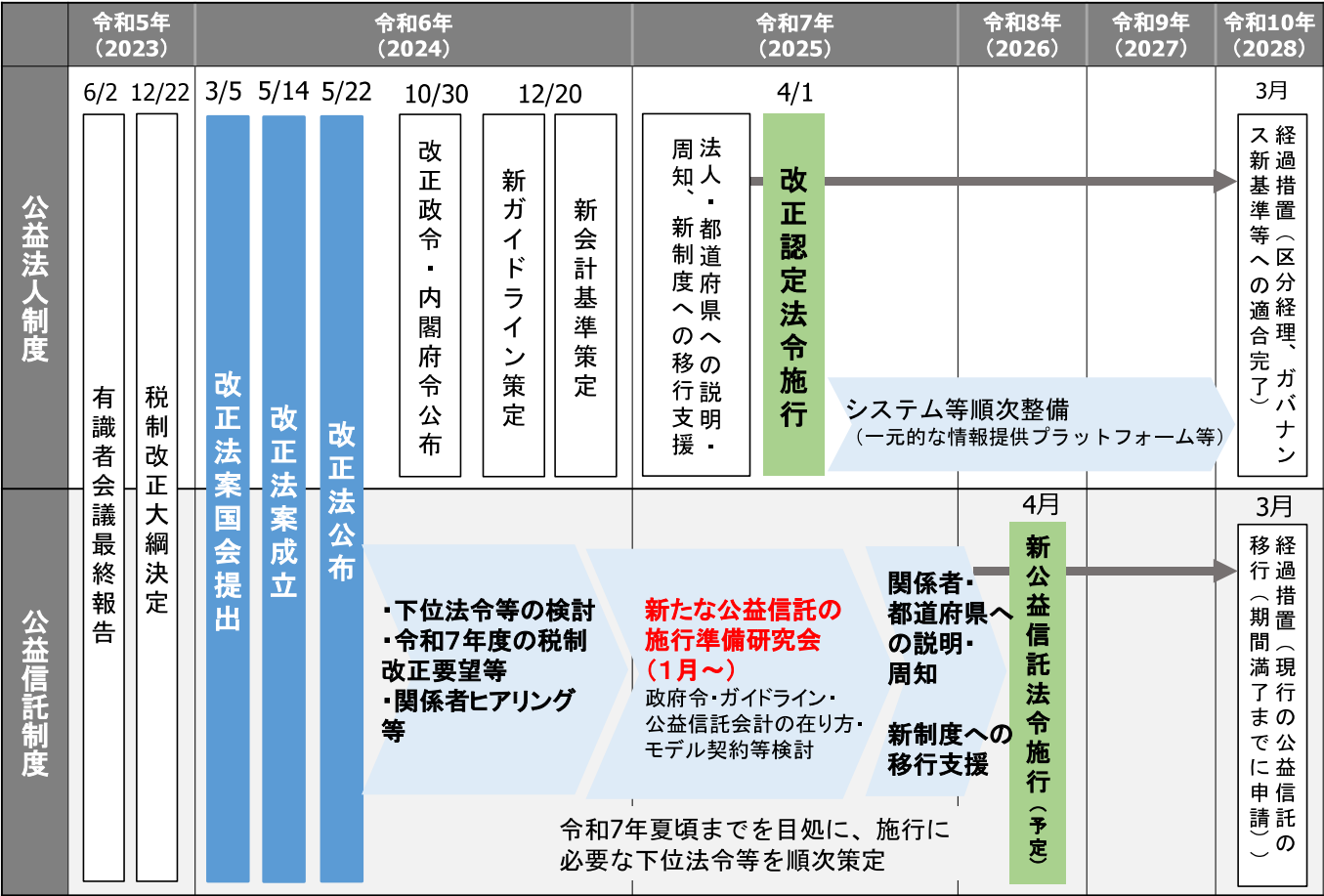
公益法人の設立、直接寄附との参考比較 - 詳細 -

	公益信託の設定	公益法人の設立	直接寄附
拠出者の意向	委託者が信託目的等を設定し信託行為をするため、 委託者の想いが反映可能	定款の定めにより、設立者の意向に沿った事業内容とすることが可能	寄附した後の具体的な使われ方は 把握が困難 なこともある
手続	受託者が行政庁に対して認可申請をすることから、委託者にとっては 公益法人設立と比較し負担が少ない	定款認証を受け、一般法人を設立し、行政庁による認定を受ける必要がある	財産を拠出するのみで可能
規模	機関設置が不要 であることから、公益法人と比較し小規模な財産で設定が可能（最低限の運営費等は必要）	法人運営のため、機関設置・一定の財産が必要	少額からの寄附が可能（団体によっては、最低寄附額はあり）
財産	金銭的価値を算出できるものであれば、 不動産や権利等も信託財産とすることが可能	設立時の財産に特段の制限はない	金銭による寄附が一般的には多い
税制優遇	寄附金控除、別枠損金算入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金算入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金算入等優遇は寄附先による
破綻時の取扱い	受託者が破産しても信託財産は保護（倒産隔離機能）	—	—

(※) あくまで公益信託設定の特徴を示すための参考比較であることにご留意ください。直接寄附は、法人や団体、国等へ寄附を行うことを指していますが、全てのケースを網羅するものではなく、比較のための一例として記載しています。

9

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 -制度改革の現在地-



10

政令・内閣府令・ガイドライン、会計の在り方等の検討状況については、内閣府「公益法人Information」で随時、公表しています。

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

ホーム > 公益信託を知る > 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)については、令和8年4月の施行に向けて、新制度に係る政令、内閣府令の考え方その他新しい公益信託制度の詳細について、施行準備や移行にあたって特に影響のある事項を中心に、広く法律、信託実務、公益法人等の活動に関して知見を有する識者の参画を得て、速やかにかつ専門的・集中的に検討を行う必要があることから、施行準備に関する研究会を設置する。

YouTubeチャンネルも開設しておりますので、是非ご視聴ください！！

目次

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置について

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 構成員名簿

会議開催状況

<https://www.koeki-info.go.jp/trust/h8ajzkb8mt.html>

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（附則第二十七条関係）

【改正案】

【現行】

（設置及び権限） 第三十二条 （略） 2 委員会は、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理する。	（設置及び権限） 第三十二条 （略） 2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。
（委員の任命） 第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 2・3 （略）	（委員の任命） 第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 2・3 （略）
（設置及び権限） 第五十条 都道府県に、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。 2 （略）	（設置及び権限） 第五十条 都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。 2 （略）

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成十八年政令第三百三三号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（委員の任命） 第三条 委員は、人格が高潔であつて、合議制の機関の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命するものとする。	（委員の任命） 第三条 委員は、人格が高潔であつて、合議制の機関の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命するものとする。